８　許可証再交付申請

許可証は、業を行うための許可を取得している証です。原則として事務所又は事業所に備えるようにしてください。許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに清掃協議会へ申請して再交付を受けなければなりません。

① 事前に清掃協議会に連絡してください。郵送での申請及び許可証の交付を希望する場合は、その旨も申し出てください。（予約制を導入しています。）

② 許可証再交付申請書【様式№9】を提出用と申請者控用を作成し、清掃協議会に提出してください。また、き損の場合は許可証を返納してください。

＊　１部の申請書で複数区分を同時に申請することができます。添付書類は１部のみ提出してください。

③ 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

許可証再交付申請手数料	**１区につき ３，０００円**